公費解体における留意点について

工事の元請業者のみなさまへ

- 解体·改修工事の元請業者は、労働安全衛生法第29条から第32条に定める元方事業者の講ずべき措置等を行う必要があります。
 - ・協力会社(関係請負人)が法令に違反しないよう必要な指導
 - ・作業間の連絡調整、作業場所の巡視等
- 適切な安全衛生経費確保のために、見積条件の提示の際、労働災害 防止対策の実施者及びその経費の負担者(元請・下請)の区分を明確 化してください。





石綿有り

または有り とみなし

情報提供(発注者・注文者) 【8条、9条】

> 事前調査・ 結果の報告 [3条、4条の2]

作業計画 [4条]

労働基準監督署への 事前の届出 (吹付・保 温材等の工事の場合) [安職法88条、安康(366、90条] [5条]

作業時の措置

発生源対策

湿潤化【13条】

●ばく露防止対策

呼吸用保護具・保護衣【14条等】

- ●隔離【6条、6条の2、6条の3】
- ●立入禁止[7条]
- ●管理

石綿作業主任者【19条、20条】 特別教育【27条】

掲示【34条】

作業の記録【35条、35条の2】 保護具等の管理【46条】 等

温潤化 石綿則第13条関係

石綿が使用されている建築物等(鋼製の船舶を含む)の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



保護具の着用 石綿則第14条、第44条、第45条関係

石綿が使用されている建築物等(鋼製の船舶を含む)の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、 労働者に呼吸用保護具(防じんマスク又は送気マスク等)、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。

作業	石綿の切断等の作業		成形板の除去等作業を
作業場	隔離空間内部	隔離空間外部	行う作業場で、石綿の 除去等以外の作業
呼吸用 保護具	電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク	取替式防じんマスク (RS3またはRL3) 切断等を伴わない 囲い込み、 成形板の除去の作業の場合 取替式防じんマスク (RS2ま たはRL2) も可	取替式防じんマスクまた は使い捨て防じんマスク
保護衣 または 作業衣	フード付き保護衣	保護衣または作業衣	

事前調査の結果は、労働者に見やすい場所に掲示することが 事業者に義務付けられています。この掲示により、事前調査を 行った部分と石綿の有無を確認することができます。

本工事は、石縄障害予防規則第 石線障害予防規則第3条第6 特定粉じん排出等作業について。	4条の2及び大気汚染筋 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	集物等の解体等の作業に関するお知 1上は第18条の15第6項の規定による事前 第19条の15第5項法が総立施行規約第18 Ef。	調査結果の報告を行っ		
事業場の名称:0000解体工	事作業所				
調査終了	年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		上書または自主施工者 にあっては代表者の氏名〉	
	я в	全和00年00月00日		(LB5)(は代数者の民名) (代表取締役社長 〇〇 〇〇	
解 体 等 工 事 頭 石網除去(特宝粉)(人排出)作業等の作		8	東京都〇〇区〇一〇		
	調査方法の概要(課		元請業者(工事の施工者かつ譲査者)		
【順查方法】書面顯查、現地調查、 【調查箇所】建築物全体(1階~3周	E)	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇雄設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇			
	部分と石碑含有連村(特定	住所			
【石總含有あり】	10.44			東京都〇〇区〇一〇	
が壁 石橋含有仕上塗材 クリ: 1階 軒天 石鎌含有けい酸カル 2階 事務度・会議室A 床 ビニ	レシウム板第1種 クリソタ	連絡場所 TEL	現場責任者氏名 OO OO 連絡場所 TEL 03-×××-×××		
2版 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石橋含有なし】〇数字は右下標の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール (3) 1~3階 床:ビニル床シート学、壁:けい極カルシウム板第1種(名) 天井:岩橋報音板(3) その他の連邦 (4/5)			● ○○ ○○ を石橋作業主任者に選任しています。 順査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採助を実施した者 (1)一般建築物石橋合有達材調査者		
石閣	第五等作業(特定物に心情	出等作集)切方压			
石綿含有趣料(特定推築材料)の処理方法		(雑去) その他		〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇	
特定粉じんの排出文は飛動の抑制方	石橋含有成形板等 (例)フレキシブルボートは原制のまま取り件す。ビニル床タイルは温度をしなか らパール等で除去を行う。石橋含有汁い酸カルシウム板第1種は作業権を要生 ートで書き「開墾」し、温度をしながらパール率で除去を行う。		分析を実施した者 ②〇〇環境分析 氏名 〇〇 〇	センター 〇 巻録番号 〇〇〇〇	
18	石碑古存仕上课材	シエは、外側を養生シートで養生(開幕)し、除去を	住所:埼玉県〇〇	** 事前調査者・分析調 の氏名等	
- 17	- 湿潤用薬油: 00000 /4 - No. 14 - 14 - 15 - 14 - 15 - 15 - 15 - 15 -			その他事項	
用する資料及びその機関 ·養生用シート語は:Om 作業時の措置・使用資材		調査結果の概要に示す「石碑含有なし」に記載された〇数字は、 以下の判断相撲を表す			
		*************************************	①目後 (2取計図書 S材料の製造年月日	③分析 ③材料製造者による証明	
(書き:その他の条例等の届出年月日 〇〇区建築物の解体工事等に製		12/03/25/1	- 特殊の製造事月益		

事前調査結果の掲示は、石綿が無い場合も必要です。

石綿ばく露防止のためのチェックリスト

詳しくは専用サイトへ → www.ishiwata.mhlw.go.jp

石綿作業主任者のみなさまへ

- ☑ 石綿作業主任者技能講習を修了していますか
- ✓ 事前調査結果の内容を確認し、石綿の使用箇所を 把握しましたか
- ✓ 事前調査結果の記録の写しが備え付けられていますか
- ☑ 石綿取扱場所であることや事前調査結果の掲示はしていますか
- ✓ 作業員の適正な保護具の着装と使用の点検をしましたか
- ☑ 作業前、作業中断時(休憩時、終了時)の負圧点検を行いましたか(※)
- ☑ 隔離解除前に石綿の除去が完了したことを確認しましたか(※)
- ▼ 作業の実施状況を写真か動画で記録しましたか (※)負圧隔離時の措置



